

新潟県条例第4号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動後別表細目号」という。)に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動別表細目号」という。)が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号(以下この条において「追加別表細目号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)	
(4) 防災局関係		(4) 防災局関係	
事務	市町村	事務	市町村
(略)		(略)	
4 高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)	4 高圧ガス保安法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	(略)
(1)～(72) (略)		(1)～(72) (略)	
<u>(73) 容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)第31条の2第2項の規定による届出の受理</u>		<u>(73) 容器保安規則(昭和41年通商産業省令第50号)第31条の2第2項の規定による届出の受理</u>	
<u>(74) 冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号)第3条の2第2項の規定による届出の受理</u>		<u>(74) 冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号)第3条の2第2項の規定による届出の受理</u>	
<u>(75) 冷凍保安規則第21条第2項の規定による製造施設完成検査証の交付</u>		<u>(75) 冷凍保安規則(昭和41年通商産業省令第51号)第21条第2項の規定による製造施設完成検査証の交付</u>	
<u>(76) (略)</u>		<u>(76) (略)</u>	
<u>(77) (略)</u>		<u>(77) (略)</u>	
<u>(78) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第3条の2第2項の規定による届出の受理</u>		<u>(78) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第3条の2第2項の規定による届出の受理</u>	
<u>(79) 液化石油ガス保安規則第32条第2項の規定による製造施設完成検査証又は第1種貯蔵所完成検査証の交付</u>		<u>(79) 液化石油ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第52号)第32条第2項の規定による製造施設完成検査証又は第1種貯蔵所完成検査証の交付</u>	
<u>(80) (略)</u>		<u>(80) (略)</u>	
<u>(81) 液化石油ガス保安規則第77条第3項の規定による届出の受理</u>		<u>(81) 液化石油ガス保安規則第77条第3項の規定による届出の受理</u>	

<p>(82) <u>液化石油ガス保安規則第77条第7項</u>の規定による保安検査証の交付</p> <p>(83) <u>一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第3条の2第2項</u>の規定による届出の受理</p> <p>(84) 一般高圧ガス保安規則第31条第2項の規定による製造施設完成検査証又は第1種貯蔵所完成検査証の交付</p> <p>(85) (略)</p> <p>(86) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第3項</u>の規定による届出の受理</p> <p>(87) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第7項</u>の規定による保安検査証の交付</p> <p>(88) <u>コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第3条の2第2項</u>の規定による届出の受理</p> <p>(89) <u>コンビナート等保安規則第15条第2項</u>の規定による製造施設完成検査証の交付</p> <p>(90) <u>コンビナート等保安規則第34条第3項</u>の規定による届出の受理</p> <p>(91) <u>コンビナート等保安規則第34条第7項</u>の規定による保安検査証の交付</p> <p>(92) <u>国際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第21条の2第2項</u>の規定による届出の受理</p>	(略)	<p>(79) <u>液化石油ガス保安規則第77条第6項</u>の規定による保安検査証の交付</p> <p>(80) <u>一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第31条第2項</u>の規定による製造施設完成検査証又は第1種貯蔵所完成検査証の交付</p> <p>(81) (略)</p> <p>(82) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第2項ただし書</u>の規定による届出の受理</p> <p>(83) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第6項</u>の規定による保安検査証の交付</p> <p>(84) <u>コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第15条第2項</u>の規定による製造施設完成検査証の交付</p> <p>(85) <u>コンビナート等保安規則第34条第2項ただし書</u>の規定による届出の受理</p> <p>(86) <u>コンビナート等保安規則第34条第6項</u>の規定による保安検査証の交付</p>	(略)
<p>4の2 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条に規定する事業所に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(64) (略)</p> <p>(65) <u>冷凍保安規則第3条の2第2項</u>の規定による届出の受理</p> <p>(66) (略)</p> <p>(67) (略)</p> <p>(68) (略)</p>	(略)	<p>4の2 高圧ガス保安法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第22条各号に掲げる事業所、設備又は施設に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(64) (略)</p> <p>(65) (略)</p> <p>(66) (略)</p> <p>(67) (略)</p>	(略)

<p>(69) <u>液化石油ガス保安規則第3条の2第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(70) (略)</p> <p>(71) (略)</p> <p>(72) <u>液化石油ガス保安規則第77条第3項の規定による届出の受理</u></p> <p>(73) <u>液化石油ガス保安規則第77条第7項の規定による保安検査証の交付</u></p> <p>(74) <u>一般高圧ガス保安規則第3条の2第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(75) (略)</p> <p>(76) (略)</p> <p>(77) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第3項の規定による届出の受理</u></p> <p>(78) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第7項の規定による保安検査証の交付</u></p> <p>(79) <u>コンビナート等保安規則第3条の2第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(80) (略)</p> <p>(81) <u>コンビナート等保安規則第34条第3項の規定による届出の受理</u></p> <p>(82) <u>コンビナート等保安規則第34条第7項の規定による保安検査証の交付</u></p>		<p>(68) (略)</p> <p>(69) (略)</p> <p>(70) <u>液化石油ガス保安規則第77条第2項ただし書の規定による届出の受理</u></p> <p>(71) <u>液化石油ガス保安規則第77条第6項の規定による保安検査証の交付</u></p> <p>(72) (略)</p> <p>(73) (略)</p> <p>(74) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第2項ただし書の規定による届出の受理</u></p> <p>(75) <u>一般高圧ガス保安規則第79条第6項の規定による保安検査証の交付</u></p> <p>(76) (略)</p> <p>(77) <u>コンビナート等保安規則第34条第2項ただし書の規定による届出の受理</u></p> <p>(78) <u>コンビナート等保安規則第34条第6項の規定による保安検査証の交付</u></p>	
<p>5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(56) (略)</p> <p>(57) <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下この項において「省令」という。）第5条の2第2項の規定による届出の受理</u></p> <p>(58) <u>省令第59条第2項の規定による貯蔵施設等完成検査証の交付</u></p>	<p>(略)</p>	<p>5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に販売所を設置して行う液化石油ガス販売事業及び2以上の市町村の区域内に設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(56) (略)</p> <p>(57) <u>液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行</u></p>	<p>(略)</p>

(59) (略)	規則（平成9年通商産業省令第11号。以下この項において「省令」という。）第59条第2項の規定による貯蔵施設等完成検査証の交付
(60) 省令第81条第2項の規定による届出の受理	(58) (略)
(61) (略)	(59) 省令第81条第1項ただし書の規定による届出の受理
(62) (略)	(60) (略)
(略)	(61) (略)
(5)～(9) (略)	(略)
	(5)～(9) (略)

(新潟県毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

第2条 新潟県毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年新潟県条例第21号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(事務処理の特例) 第10条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、新潟市が処理することとする。 (1)～(4) (略) (5) 法及びこの条例に基づく事務（前各号に掲げる事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。</u> ） (6) (略)	(事務処理の特例) 第10条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるものは、新潟市が処理することとする。 (1)～(4) (略) (5) 法及びこの条例に基づく事務（前各号に掲げる事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付 (6) (略)

(新潟県覚醒剤取締法施行条例の一部改正)

第3条 新潟県覚醒剤取締法施行条例（平成12年新潟県条例第22号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(事務処理の特例) 第6条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。</u> ）は、新潟市が処理することとする。	(事務処理の特例) 第6条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。

(新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第4条 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成12年新潟県条例第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(事務処理の特例) 第10条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定	(事務処理の特例) 第10条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定

に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）は、新潟市が処理することとする。

に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務は、新潟市が処理することとする。

## 附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第4号の表4の項第86号の改正（「第34条第6項」を「第34条第7項」に改める部分に限る。）、同項第85号の改正（「第34条第2項ただし書」を「第34条第3項」に改める部分に限る。）、同項第83号の改正（「第79条第6項」を「第79条第7項」に改める部分に限る。）、同項第82号の改正（「第79条第2項ただし書」を「第79条第3項」に改める部分に限る。）、同項第79号の改正（「第77条第6項」を「第77条第7項」に改める部分に限る。）及び同項第78号の改正（「第77条第2項ただし書」を「第77条第3項」に改める部分に限る。）、同表第4の2の項第78号の改正（「第34条第6項」を「第34条第7項」に改める部分に限る。）、同項第77号の改正（「第34条第2項ただし書」を「第34条第3項」に改める部分に限る。）、同項第75号の改正（「第79条第6項」を「第79条第7項」に改める部分に限る。）、同項第74号の改正（「第79条第2項ただし書」を「第79条第3項」に改める部分に限る。）、同項第71号の改正（「第77条第6項」を「第77条第7項」に改める部分に限る。）及び同項第70号の改正（「第77条第2項ただし書」を「第77条第3項」に改める部分に限る。）並びに同表5の項第59号の改正（「第81条第1項ただし書」を「第81条第2項」に改める部分に限る。）並びに次項の規定は、公布の日から施行する。（新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例の一部改正）
- 新潟県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和4年新潟県条例第47号）の一部を次のように改正する。  
第32条の改正規定の表中新潟県覚醒剤取締法施行条例第6条の改正に係る部分を次のように改める。

（事務処理の特例）

**第6条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）は、新潟市が処理することとする。

（事務処理の特例）

**第6条** 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法及び法の施行のための規則に基づく事務に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）は、新潟市が処理することとする。

第33条の改正規定の表中新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行条例第10条の改正に係る部分を次のように改める。

（事務処理の特例）

**第10条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行

（事務処理の特例）

**第10条** 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務（法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可に係る事務を除く。）に係る書類であって知事に提出するものの受理及び県への送付の事務（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して同法第3条第8号に規定する申請等を行う場合を除く。）は、新潟

（この場合を除く。）は、新潟市が処理することとする。市が処理することとする。